

議案第 27 号

佐野市都市公園条例の改正について

佐野市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 28 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市都市公園条例の一部を改正する条例

佐野市都市公園条例（平成 19 年佐野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 佐野市運動公園の部テニスコートの項中「午後 5 時」を「午後 9 時 30 分」に改める。

別表第 4 第 2 項第 2 号の表を次のように改める。

(2) テニスコート

ア テニスコート

個人利用	2 時間につき	円 2 2 0
	1 年間につき（ただし、午前 9 時から午後 5 時までの利用に限る。）	4, 4 0 0
専用利用（1 面につき）	午前 9 時から午前 12 時まで	1, 9 8 0
	午後 0 時から午後 5 時まで	3, 3 0 0
	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで（1 時間につき）	6 6 0

イ 附属設備

照明	30 分につき	2 2 0 円
----	---------	---------

別表第 4 備考第 4 項を次のように改める。

4 利用料金又は使用料を 30 分、1 時間、2 時間又は 24 時間につき定める場合において、利用時間に当該利用料金又は使用料の単位となる時間未満の端数があるときは、その端数を当該利用料金又は使用料の単位となる時間とする。

別表第 4 備考中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項から第 12 項

までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第13項中「高等専門学校の学生（第3学年までの者に限る。）、高等学校及び中学校の生徒、小学校の」を「高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は」に改め、同項を同表備考第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 別表第4において「中学生」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第4備考第14項中「嘉多山公園野外ステージ」を「別表第4」に、「及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の」を「、高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の学生、生徒又は」に改め、同項を同表備考第16項とし、同表備考第13項の次に次の2項を加える。

14 別表第4において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

15 別表第4において「小学生」とは、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びにこれらに準ずる者をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

佐野市運動公園テニスコートの夜間照明の設置に伴い、利用時間及び利用料金を改め、並びに所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市都市公園条例の改正案 新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表第3（第20条関係）					別表第3（第20条関係）				
都市公園名	有料公園施設等	開設期間	利用時間	休館日又は休場日	都市公園名	有料公園施設等	開設期間	利用時間	休館日又は休場日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市運動公園	(略)	通年	(略)	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	佐野市運動公園	(略)	通年	(略)	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	テニスコート		午前9時から 午後5時まで			午前9時から 午後9時30分 まで			
	(略)		(略)			(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					備考 (略)				

別表第4（第25条、第27条関係）

- 1 (略)
- 2 佐野市運動公園利用料金
- (1) (略)
- (2) テニスコート

個人利用	<u>2時間につき</u>	円 220
	<u>1年間につき</u>	4,400
専用利用（1面 につき）	<u>午前9時から午前12時まで</u>	1,980
	<u>午後零時から午後5時まで</u>	3,300

(3)～(8) (略)

3～7 (略)

備考

1～3 (略)

4 城山公園駅北駐車場を利用する時間が4時間を超える場合において、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とする。

別表第4（第25条、第27条関係）

- 1 (略)
- 2 佐野市運動公園利用料金
- (1) (略)
- (2) テニスコート
- ア テニスコート

個人利用	<u>2時間につき</u>	円 220
	<u>1年間につき（ただし、午前9時から午後5時までの利用に限る。）</u>	4,400
専用利用（1面 につき）	<u>午前9時から午前12時まで</u>	1,980
	<u>午後零時から午後5時まで</u>	3,300
	<u>午後5時から午後9時30分まで（1時間につき）</u>	660

イ 附属設備

照明	<u>30分につき</u>	220円
----	---------------	------

(3)～(8) (略)

3～7 (略)

備考

1～3 (略)

4 利用料金又は使用料を30分、1時間、2時間又は24時間につき定める場合において、利用時間に当該利用料金又は使用料の単位となる時間未満の端数があるとき

5 城山公園駐輪場を利用する時間が24時間を超える場合において、利用時間に24時間未満の端数があるときは、その端数を24時間とする。

6～12 (略)

13 別表第4において「高校生以下」とは、高等専門学校の学生(第3学年までの者に限る。)、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

14 嘉多山公園野外ステージにおいて「学生等」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者をいう。

は、その端数を当該利用料金又は使用料の単位となる時間とする。

5～11 (略)

12 別表第4において「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

13 別表第4において「中学生」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

14 別表第4において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

15 別表第4において「小学生」とは、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びにこれらに準ずる者をいう。

16 別表第4において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の学生、生徒又は児童並びにこれらに準ずる者をいう。